

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成23年5月19日提出
<b>【発行者名】</b>	野村アセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	執行役社長 吉川 淳
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
<b>【電話番号】</b>	03-3241-9511
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	マイストーリー・株50(確定拠出年金向け)
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	継続募集額(平成22年11月26日から平成23年11月17日まで) 1兆円を上限とする。 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成22年11月25日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年2月28日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

### 第一部【証券情報】

原届出書の 第一部 証券情報 を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

#### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### <訂正後>

#### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

##### <訂正前>

#### (3)ファンドの仕組み

(前略)

##### 委託会社の概況

###### 委託会社

(前略)

###### ・資本金の額

平成22年10月末現在、17,180百万円

###### ・会社の沿革

(中略)

###### ・大株主の状況(平成22年10月末現在)

(以下略)

##### <訂正後>

#### (3)ファンドの仕組み

(前略)

##### 委託会社の概況

###### 委託会社

(前略)

###### ・資本金の額

平成23年3月末現在、17,180百万円

###### ・会社の沿革

(中略)

###### ・大株主の状況(平成23年3月末現在)

(以下略)

#### 2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

##### <訂正前>

#### (1) 投資方針

(前略)

(参考) 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

(前略)

上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成22年11月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(1) 投資方針

（前略）

(参考) 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

（前略）

上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成23年5月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正前>

(2) 投資対象

主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

主要投資対象	指定投資信託証券
国内株式	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)
	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)
	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)
	野村RAFI <sup>®</sup> 日本株投信F(適格機関投資家専用)
	みずほ日本株バリューファンドF(適格機関投資家専用)
	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)
	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)
	アライアンス・バースタイン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)
	東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)
外国株式	野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)
	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)
	ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)
	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)
	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)
	ピクテ欧州ファンドF(適格機関投資家専用)
	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF(適格機関投資家専用)
	UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)
	MFS欧州株ファンドF(適格機関投資家専用)

国内債券 および 外国債券	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）
	ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）
	ノムラ - ブラックロック米国債券オープンF(適格機関投資家専用)
	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）
	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)
	ドイチェ欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)
	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)
	LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）
	FFTW世界債券オープンF（適格機関投資家専用）
	アイエヌジー・欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)
	メロン米国コア・プラス債券ファンドF（適格機関投資家専用）
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド F < 外国籍投資信託 >

上記は平成22年11月25日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が名称が変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

（以下略）

#### <訂正後>

##### (2) 投資対象

主として有価証券に投資する投資信託証券 を主要投資対象とします。

投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

主要投資対象	指定投資信託証券
国内株式	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)
	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)
	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）
	野村RAFI <sup>®</sup> 日本株投信F（適格機関投資家専用）
	みずほ日本株バリューファンドF（適格機関投資家専用）
	JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）
	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)
	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F（適格機関投資家専用）
	東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）

外国株式	野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）
	ノムラ - ジャナス・インテック海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）
	ノムラ - コロンビア米国株バリュー・ファンドF（適格機関投資家専用）
	ノムラ - レイニア米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）
	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF（適格機関投資家専用）
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)
	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF（適格機関投資家専用）
	UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)
	MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）
	NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC<外国籍投資信託>
国内債券 および 外国債券	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）
	ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）
	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）
	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)
	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)
	LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）
	アイエヌジー・欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)
	メロン米国コア・プラス債券ファンドF（適格機関投資家専用）
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド F<外国籍投資信託>	

上記は平成23年5月19日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が名称が変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

（以下略）

#### （参考）指定投資信託証券について

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2)投資対象 (参考)指定投資信託証券について」の該当部分を以下のように訂正するとともに、各指定投資信託証券についての運用の方針等、「ベンチマークについて」および「指定投資信託証券の委託会社等について」は、以下の内容に更新・訂正されます。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成22年11月25日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ない

ます。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

＜申込手数料＞	申込手数料はかかりません。
投資の基本方針のうち ＜収益分配方針＞	運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

#### <訂正後>

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成23年5月19日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行いません。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

申込手数料はかかりません。

投資の基本方針のうち＜収益分配方針＞につきましては、以下の通りです。

[各F]

・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[FC]

・各指定投資信託証券により異なります。

詳しくは、各指定投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。  
指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

以下のファンドには、当ファンドの指定投資信託証券を選択するNFR&Tが投資顧問会社となり、同社が選定した運用会社を副投資顧問会社とする外国籍投資信託が含まれます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

## 1 ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）

## (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

## (B) 信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

## (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

## (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.90825%（税抜年0.865%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

## (E) 投資方針等

## (1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。





## 2 リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「リサーチ・アクティブ・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.67725%（税抜年0.645%）以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

## (1) 投資対象

わが国の株式を実質的な投資対象とします。

## (2) 投資態度

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群（今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等）に中・長期的な視野から投資します。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

### 3 ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）

#### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

#### （B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

#### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

#### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.63%（税抜年0.60%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

#### （E）投資方針等

## (1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げることがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 4 野村RAFI<sup>®</sup>日本株投信F（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村RAFI<sup>®</sup>日本株投信マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「野村RAFI<sup>®</sup>日本株投信マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式に直接投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成22年4月8日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構成することを基本とします。

当該手法は、株主資本、配当額、キャッシュフロー等のファンダメンタル指標をもとに銘柄のウェイト付けを行なう運用手法で、2011年5月現在、リサーチ・アフィリエイツ社（Research Affiliates, LLC）が知的所有権を申請中です。

株式の実質組入比率は高位を基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

「RAFI<sup>®</sup>」は、Research Affiliates, LLCの登録商標であり、野村アセットマネジメント株式会社はその使用を許諾されております。

リサーチ・アフィリエイツ社は、野村アセットマネジメントがファンドまたはアカウントの運用のために用いるRAFインデックスの収益性、有効性に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行なうものではなく、いかなる責任も負わないことを明記します。

## 5 みずほ日本株バリューファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「みずほ日本株バリューマザーファンド」への投資を通じて、わが国の株式を実質的な投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。ファンドは、TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。ファンドは、「みずほ日本株バリューマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、この他わが国の株式へ直接投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	みずほ投信投資顧問株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している株式（これに準ずる市場を含む）を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

わが国の金融商品取引所に上場している株式（これに準ずる市場を含む）を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

TOPIX（配当込み）を運用上のベンチマークとし、個別企業のファンダメンタルズ調査・予測に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

ベンチマークは、わが国の株式市場の構造変化、インデックスの改廃等によっては今後見直す場合があります。

株式への投資にあたっては、企業の将来的なフリーキャッシュフロー対比で割安な銘柄の選定を行うことを基本とします。



株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

現物株式の実質組入比率は、通常の状態では50%以上とすることを基本とします。

非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

マザーファンドの運用に関しては、みずほ信託銀行株式会社より投資助言を受けます。

市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## 6 JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMジャパン50・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

ファンドは、主にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

アナリストの調査・分析活動においては、「JPM日本株式ストラテジー」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断（主観的判断）のみに頼ることなく、配当割引モデル（DDM）等を通じてその修正を行います。

ベンチマークであるTOPIX（配当込み）に対するリスクを一定水準に保ちつつ、安定した超過収益を積み上げることを目指します。

### （B）信託期間

無期限（平成16年11月18日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.8505%（税抜0.81%）を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

## (1) 投資対象

日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。

株式以外の資産への実質的な投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

## (3) 主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 7 フィデリティ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、TOPIX（配当金込）をベンチマークとします。

ファンドは、「フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.924%（税抜年0.88%）以内の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

### （E）投資方針等

## (1) 投資対象

わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を実質的に主要な投資対象とします。

## (2) 投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

主としてわが国の株式に投資します。個別企業分析に基づき、わが国の高成長企業（市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益成長性等と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。

個別企業分析にあたっては、フィデリティの日本および世界主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本とし、リスクの分散を図ります。

株式の組入比率は、原則として高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

\*アジアの株式にも投資可能としておりますが、現在は主として国内株式に投資しています。

## (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 8 アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株投信F（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドはTOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成22年4月8日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います（なお、当該上限率については変更する場合があります）。

### （E）投資方針等

### (1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリューストック運用を行います。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

次の投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- ・アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- ・アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
- ・アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

実質外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 9 東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「東京海上日本成長株マザーファンド」への投資を通じて、主として金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。

ファンドは、「東京海上日本成長株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成18年11月16日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.609%（税抜年0.58%）の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

主に金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、「セクター判断(業種配分)」と「銘柄選択」を超過収益の源泉として、これを上回る投資成果を目指します。

「セクター判断(業種配分)」については、当社独自の業種分類により、アナリストによる定性判断、モデルによる定量判断をもとに、ファンドマネジャーがセクター間の相对比较等を考慮して決定します。

一方「銘柄選択」においては、アナリストが徹底的な調査に基づき「事業環境の予測」や「競争優位の評価」を主な着眼点として中期的な業績を予測するとともに、株価面での魅力度等も総合的に判断し、セクター内の相対優位評価を行います。

これらに加え、ファンドマネジャー(トップダウン)とアナリスト(ボトムアップ)による複眼的な議論の中から生まれる「投資アイデア」も加味し、最適なポートフォリオを構築します。



株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 10 キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

キャピタル・グループの運用の特徴・・・

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。その中でも特徴的な“マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システム”は、1つのアカウントの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

（マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。）

### （B）信託期間

無期限（平成19年4月5日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	キャピタル・インターナショナル株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.60375%（税抜年0.575%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査費用については、上限を年額58万8千円（税抜56万円）とし日々計上します。またその他の費用（ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等）等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

### （E）投資方針等

### （1）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

### （2）投資態度

主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）（これに準ずるものを含む）に上場されている株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含む）を主要投資対象とします。

運用については、マイクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

## 11 野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行いません。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「野村海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

銘柄の選定に当っては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別配分に配慮し、幅広く分散投資を行いません。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 12 ノムラ - ジャナス・インテック海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - ジャナス・インテック海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり) をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - ジャナス・インテック海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、マザーファンドの運用に関する事務業務の一部をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに代行させます。

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.86625%（税抜年0.825%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

### (1) 投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、数学的手法に基づいた株価変動を利用する運用手法とリスク・コントロール手法によりポートフォリオを構築し、付加価値の獲得を目指します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### 13 ノムラ - コロンビア米国株バリュース・ファンドF（適格機関投資家専用）

#### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - コロンビア米国株バリュース・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはS&P500株価指数（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

「S&P500株価指数（円ヘッジベース）」は、S&P500株価指数（ドルベース）をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - コロンビア米国株バリュース・ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

#### （B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

#### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

#### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

#### （E）投資方針等



(1) 投資対象

米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、個別企業やその企業が属する業種・業界の変化を捉え、ファンダメンタルズの改善が見られ株価が割安と判断される企業の株式に投資を行いません。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 14 ノムラ - レイニア米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - レイニア米国成長株ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはS&P500株価指数（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

「S&P500株価指数（円ヘッジベース）」は、S&P500株価指数（ドルベース）をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - レイニア米国成長株ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	レイニア・インベストメント・マネジメント・インク

レイニア・インベストメント・マネジメント・インクは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をThe Bank of New York Mellonに代行させます。

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

### (1) 投資対象

米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ・アプローチを重視します。

銘柄の選定は、成長性の観点に加え、バリュエーション等の観点から個別銘柄の分析・評価をし、流動性等を勘案して行ないます。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

レイニア・インベストメント・マネジメント・インクにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

**15 シュロージャー・アジア・パシフィック株式ファンドF（適格機関投資家専用）****(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるシュロージャー・アジア・パシフィック株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的とした運用を行います。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

ファンドは、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自に為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。MSCI Inc. が作成したものではありません。

ファンドは、「シュロージャー・アジア・パシフィック株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成21年4月9日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	シュロージャー証券投信投資顧問株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受け取る報酬は信託財産から直接支払うことは行わず、委託会社が受け取る報酬の中から支払います。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用（監査費用を含みます）を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

### （1）投資対象

香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式を実質的な主要投資対象とします。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

### （2）投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式への投資を行います。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

運用にあたっては、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

株式への実質投資にあたっては、企業訪問等による調査・分析に基づいて組入銘柄の選定を行い、各国の市場動向やマクロ経済環境等を考慮し国別配分の調整を行います。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

マザーファンドの運用にあたっては、シュロダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用は、原則としてヘッジ目的に限定します。

**16 ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用）****（A）ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式の個別銘柄に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないません。

ファンドは、S&P500種株価指数を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

**（B）信託期間**

無期限（平成13年8月28日設定）

**（C）ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

**（D）管理報酬等****（1）信託報酬**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.91875%（税抜年0.875%）の率を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われません。

**（2）その他**

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

**（E）投資方針等**

### （1）投資対象

米国株式の個別銘柄を実質的な主要投資対象とします。

### （2）投資態度

米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の実質組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。

個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからの乖離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。

実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）にファンドおよびマザーファンドの米国株式および為替の運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## 17 東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の取引所に上場されている株式等に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドは、MSCIヨーロッパ インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

### （B）信託期間

無期限（平成21年10月8日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

欧州の取引所に上場されている株式等を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

主として欧州の取引所に上場されている株式等に実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの欧州の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

マザーファンドの運用にあたっては、企業ファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ・アプローチを重視した銘柄選択により、アクティブに投資することを基本とします。

MSCIヨーロッパ インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

#### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。





## 18 UBS海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるUBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックスを構成する世界の株式市場における発行体の株式等に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

ファンドは、MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9765%（税抜年0.93%）の率を乗じて得た金額とします。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社報酬から支弁するものとします。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

日本を除く世界の株式に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

投資プロセスは、個別銘柄選択、産業配分、国別配分、通貨配分の4つの側面から成ります。

実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。実質外貨建資産に係る為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCI コクサイ（日本を除く世界）インデックスの資産配分と同程度として行いますが、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市場動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。

UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに実質的な運用指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 19 MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

MFS欧州株マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドはMSCI ヨーロッパ インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「MFS欧州株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成19年4月5日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜0.75%）の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIヨーロッパインデックスの通貨配分に準じて行います。

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図（国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。）ならびにファンドの為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## 20 NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC

### (A) ファンドの特色

ファンドは、米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国株の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ファンドは、S&P500 株価指数（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「S&P500 株価指数（円ヘッジベース）」は、S&P500 株価指数（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

### (B) 信託期間

無期限（平成23年4月7日設定）

### (C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
管理事務代行会社	
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

### 副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Manning & Napier Advisors, Inc.

上記の副投資顧問会社は、平成23年4月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

### (D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、3年を超えない期間にわたり償却します。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、米国株の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国株の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則としてS&P500 株価指数（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

### (4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

## 21 ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンドマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ海外債券ファンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成21年5月20日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー

ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をノムラ・アセット・マネジメントU.S.A. インクに代行させます。

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3885%（税抜年0.37%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

日本を除く世界の公社債（国債、政府保証債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、モーゲージ証券等）を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。



実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。

マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）です。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 22 ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - モンドリアン海外債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成21年5月20日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

## (1) 投資対象

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。

マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）です。

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

## 23 ノムラ - インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ファンドは、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

「バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」は、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成20年5月21日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をThe Northern Trust Companyに代行させます。

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4725%（税抜年0.45%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

## (1) 投資対象

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債（同等の信用度を有すると判断される公社債を含みません。）については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（Insight Investment Management (Global) Limited）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

## 24 ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ日本債券オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の公社債に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドは、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ日本債券オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3675%（税抜年0.35%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター（種別・格付別等）配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA -BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債（投資適格格付（BBB格相当以上、BBB-を含みます。）を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。）とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上（B-を含みます。）の格付を有しているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

### (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 25 ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を含む世界各国の債券に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している世界債券の指数です。

ファンドは、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン） ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.525%（税抜年0.5%）を乗じて得た金額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

### （E）投資方針等



## (1) 投資対象

日本を含む世界各国の債券を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

中期的なデレーションを有する世界の高格付けの公社債によって構成されるポートフォリオに重点をおいた、グローバルな投資プログラムを通じて、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとして運用を行ない、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、これとは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保も目指します。ただし、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合には上記と異なる場合もあります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに、債券および通貨の運用に関する権限を委託します。

## (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## 26 LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるLM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を、ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成18年5月18日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4935%（税抜年0.47%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

### (1) 投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

米国ドル建ての高格付の公社債（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。

原則として信託財産の純資産総額の70%以上を、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち1社以上の格付機関から投資適格（BBB - またはBaa3以上）以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の70%を下回った場合には、投資適格未滿の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。

ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。

長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。

債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

### (3) 主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

## 27 ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の国債、政府機関債等に実質的に投資を行ない、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成20年11月19日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

### （1）投資対象

米国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

### （2）投資態度

マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産について、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

### （3）主な投資制限

米国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

## 28 ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州各国の国債、政府機関債等に実質的に投資を行ない、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成20年11月19日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

### （１）投資対象

欧州各国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

### （２）投資態度

マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてパークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッドにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

### （３）主な投資制限

欧州各国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

## 29 アイエヌジー・欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州の債券に実質的に投資を行い、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「アイエヌジー・欧州債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成17年11月22日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アイエヌジー投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た金額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

欧州の債券を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

アイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、債券等に直接投資する場合があります。

実質的に投資する債券のポートフォリオの平均格付をBBB格以上に保ちます。

実質的に投資する債券の最低格付はCCC - 格とします。

マザーファンドの外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジは、代表的なヨーロッパ債券インデックスの通貨配分と同程度として行います。

代表的なヨーロッパ債券インデックスは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスとします。



債券の運用プロセスは、

- (1) ファンダメンタル分析ならびにクオンツ手法による市場分析
  - (2) デュレーション、通貨配分、イールドカーブ・ポジショニング、クレジット他、各エクスポージャーのポジショニングの決定
  - (3) モデルポートフォリオの構築とコントロール
  - (4) 当ファンドのポートフォリオの構築とリスクコントロール
- の4つのステップで行います。

資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

### 30 メロン米国コア・プラス債券ファンドF（適格機関投資家専用）

#### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるメロン米国コア・プラス債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債、国際機関債、資産担保証券（ABS、MBS等）などの債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

ファンドは、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）を委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

#### （B）信託期間

無期限（平成19年11月20日設定）

#### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

#### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に年0.43575%（税抜0.415%）の率を乗じて得た額とします。

なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

#### （E）投資方針等

### （1）投資対象

米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などを実質的な主要投資対象とします。

### （2）投資態度

主として米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などに実質的に投資します。債券種別や業種毎の投資配分は、経済状況や市場動向を総合的に勘案して、機動的に変更します。

債券種類毎のアナリストおよびポートフォリオマネジャーによる定性的なボトムアップ分析により銘柄の評価や景気動向の予測を行うとともに、定量モデルによる割安割高分析や金利動向分析等を組み合わせて、最終的ポートフォリオを構築します。

主として投資適格債（BBB-ないしBaa3以上）に投資します。また、個別銘柄の格付けには制限を設けず、投資機会に応じて、信用格付けの低い銘柄あるいは無格付けの銘柄への投資を行うことがあります。投資対象国や発行体の所在国には制限を設けず、また投資対象通貨にも制限を設けません。ただし、マザーファンドにおける米ドル以外の資産の時価総額は、原則としてマザーファンド純資産総額の±20%以下とします。通貨運用においても機動的なポジション造成を行い投資収益の向上を目指します。

投資集中による信用リスクや価格変動リスクが過度に高まらない様に配慮し、マザーファンドにおいて、国債および政府機関債を除き、一発行体当たりの投資上限は5%までとし、一業種（金融業を除く）当たりの投資上限は25%までとします。

現物債への投資に加えて、デリバティブをヘッジ目的に限定せず、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、マザーファンドの運用の指図ならびにファンドにおける実質外貨建資産の為替ヘッジにかかる指図に関する権限を委託します。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用およびデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

## 31 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド F

### （A）ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスの円ヘッジ指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

### （B）信託期間

ファンド設定日（2009年5月20日）から約149年間

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

### （D）管理報酬等

#### （1）投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

- ・成功報酬はファンドの各会計年度（1月1日から12月31日）における成功報酬控除前基準価額（分配金込み）の収益率が、同期

間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。

- ・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日（12月31日）にのみ行われます。

- ・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額（分配金込み）、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新たな

基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

## （２）受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

## （３）保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分（年率0.0675%以内）と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用（年額60,000米ドル）、成功報酬管理費用（年額24,000米ドル）、財務諸表作成費用（年額7,500米ドル）、受益者口座管理費用（一口座当り年額500米ドル、年間最低24,000米ドル）があります。

## （４）その他

ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。

ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

# （E）投資方針等

## （１）投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

## （２）投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。

国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。

ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

## （３）主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したものに限り、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPに投資します。

有価証券（現物に限る）の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。

資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%以下とします。

投資信託証券への投資（REIT、ETFを含む）は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

## ベンチマークについて

外国の株式および債券に実質的に投資する指定投資信託証券のベンチマークは、各インデックスの円ヘッジベースの指数（各委託会社がヘッジコストを考慮して円換算した指数）とします。

東証株価指数（TOPIX）またはTOPIX（配当金込）（TOPIX（配当込み））は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」という。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCI-KOKUSAI指数（MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス）、MSCIヨーロッパインデックス、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）は、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

S&P500株価指数（S&P500種株価指数）は、スタンダード&プアーズが公表している株価指数で、米国の主要500社によって構成されております。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属しております。

バークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（Barclays Capital Global Aggregate Bond Index, ex JPY）は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、日本円を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。

バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index）およびバークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index）は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。

NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社が公表している公社債の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している世界債券の指数です。

## 指定投資信託証券の委託会社等について

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

### 野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年（1959年）12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年（1997年）10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年（2000年）11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

### みずほ投信投資顧問株式会社

昭和39年5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成9年10月1日	「株式会社第一勧業投資顧問」、「勸角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年7月1日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年7月1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

### JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

昭和46年（1971年）	ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
昭和60年（1985年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立。有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成2年（1990年）	ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
平成7年（1995年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
平成13年（2001年）	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
平成18年（2006年）	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成20年（2008年）	JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

### フィデリティ投信株式会社

昭和61年（1986年）	フィデリティ投資顧問株式会社設立
昭和62年（1987年）	投資顧問業登録
同年	投資一任業務の認可取得
平成7年（1995年）	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
平成19年（2007年）	金融商品取引業者として登録

### アライアンス・バーンスタイン株式会社

平成 8年10月28日	アライアンス・キャピタル投信株式会社設立
平成 8年12月 3日	証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成11年12月 9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成12年 1月 1日	商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」に変更
平成18年 4月 3日	商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライアンス・バーンスタイン株式会社」に変更

**東京海上アセットマネジメント投信株式会社**

昭和60年（1985年）12月	東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
昭和62年（1987年）2月 同年6月	投資顧問業者として登録 投資一任業務認可取得
平成3年（1991年）4月	国内および海外年金の運用受託を開始
平成10年（1998年）5月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成19年（2007年）9月	金融商品取引業者として登録

**キャピタル・インターナショナル株式会社**

昭和61年（1986年）3月	キャピタル・インターナショナル株式会社設立
昭和62年（1987年）3月 同年9月	投資顧問業の登録 投資一任業務の認可取得
平成18年（2006年）2月	投資信託委託業務の認可取得
平成19年（2007年）9月	金融商品取引業登録
平成20年（2008年）7月	キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

**シュロージャー証券投信投資顧問株式会社**

昭和60年（1985年）12月10日	（株）シュロージャー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年（1991年）12月20日	シュロージャー投信株式会社設立
平成9年（1997年）4月1日	シュロージャー投信株式会社と（株）シュロージャー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュロージャー投信投資顧問株式会社設立
平成19年（2007年）4月3日	シュロージャー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

**ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社**

平成8年（1996年）2月6日	会社設立
平成14年（2002年）4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

**ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社**

平成8年4月1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社 設立
平成10年4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年7月1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年4月8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

**エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社**

平成10年（1998年）5月12日	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
平成10年（1998年）6月30日	投資顧問業の登録
平成11年（1999年）2月18日	投資一任契約に係る業務の認可
平成11年（1999年）12月9日	証券投資信託委託業の認可
平成12年（2000年）8月 1日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更



平成19年（2007年）9月30日 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業）のみなし登録

### レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

平成10年（1998年）4月28日 会社設立  
 平成10年（1998年）6月16日 証券投資信託委託会社免許取得  
 平成10年（1998年）11月30日 投資顧問業登録  
 平成11年（1999年）6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得  
 平成11年（1999年）10月1日 スミス パーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更  
 平成13年（2001年）4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更  
 平成18年（2006年）1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更  
 平成19年（2007年）9月30日 金融商品取引業登録

### ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

平成10年2月25日 ステート・ストリート投資顧問株式会社設立  
 平成10年10月1日 ステート・ストリート投信投資顧問株式会社業務開始  
 平成20年7月1日 グループ会社ステート・ストリート信託銀行より資産運用部門を営業譲受  
 現社名ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に社名変更

### アイエヌジー投信株式会社

平成11年9月8日 アイエヌジー投信株式会社設立  
 平成11年9月30日 証券投資信託委託業の認可取得、投資顧問業の登録  
 平成17年8月31日 投資一任契約に係る業務の認可取得  
 平成19年9月30日 金融商品取引業のみなし登録  
 平成21年1月5日 第一種金融商品取引業の業務開始

### BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成10年11月6日 ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立  
 平成10年11月30日 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号  
 平成11年12月9日 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号  
 平成12年1月1日 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更  
 平成12年5月18日 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号  
 平成13年10月1日 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に  
 変更  
 平成19年9月30日 金融商品取引業者の登録 関東財務局長（金商）第406号  
 平成19年11月1日 会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

### ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

昭和60年（1985年）6月 ステート・ストリート・キャピタル・マーケッツ・リミテッド設立  
 平成2年（1990年）2月 ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド  
 に社名変更

#### <訂正前>

#### (3) 運用体制

(前略)

ファンドの運用体制等は平成22年11月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3) 運用体制

（前略）

ファンドの運用体制等は平成23年5月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

（前略）

その他の留意点

（前略）

ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、投資方針に記載の資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）となるよう意識して投資信託証券への配分を行ないますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。また、ファンドは将来的に、基準配分比率を変更する場合があります。ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれま  
す。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

（中略）

委託会社におけるリスクマネジメント体制

（前略）

投資リスクに関する管理体制等は平成22年11月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### <訂正後>

（前略）

その他の留意点

（前略）

ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、投資方針に記載の資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）となるよう意識して投資信託証券への配分を行ないますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。また、ファンドは将来的に、基準配分比率を変更する場合があります。  
ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれません。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

（中略）

委託会社におけるリスクマネジメント体制

（前略）

投資リスクに関する管理体制等は平成23年5月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3) 信託報酬等

（前略）

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率(年率)
ノムラ・ジャパン・オープンF	0.90825%（税抜0.865%）
リサーチ・アクティブ・オープンF	0.67725%（税抜0.645%）以内
ストラテジック・バリュー・オープンF	0.63%（税抜0.60%）
野村RAFI <sup>®</sup> 日本株投信F	0.42%（税抜0.40%）
みずほ日本株バリューファンドF	0.5775%（税抜0.55%）
JPMジャパン50・オープンF	0.8505%（税抜0.81%）
フィデリティ・ジャパン・オープンF	0.924%（税抜0.88%）以内
アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F	0.5775%（税抜0.55%）
東京海上日本成長株ファンドF	0.609%（税抜0.58%）
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F	0.60375%（税抜0.575%）
野村海外株式ファンドF	0.8925%（税抜0.85%）
ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF	0.86625%（税抜0.825%）
ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF	0.8715%（税抜0.83%）
ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF	0.84%（税抜0.80%）
シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF	0.7875%（税抜0.75%）
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF	0.91875%（税抜0.875%）
ピクテ欧州ファンドF	0.8925%（税抜0.85%）
東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF	0.84%（税抜0.80%）
UBS海外株式ファンドF	0.9765%（税抜0.93%）
MFS欧州株ファンドF	0.7875%（税抜0.75%）
ノムラ海外債券ファンドF	0.3885%（税抜0.37%）
ノムラ・モンドリアン海外債券ファンドF	0.7875%（税抜0.75%）以内

ノムラ - ブラックロック米国債券オープンF	0.42% (税抜0.40%)
ノムラ - インサイト欧州債券ファンドF	0.4725% (税抜0.45%)
ノムラ日本債券オープンF	0.3675% (税抜0.35%)
ドイチェ欧州債券ファンドF	0.42% (税抜0.40%)
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF	0.525% (税抜0.50%)
LM・米国債券コア・プラスF	0.4935% (税抜0.47%)
ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF	0.2625% (税抜0.25%)
ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF	0.2625% (税抜0.25%)
FFTW世界債券オープンF	0.441% (税抜0.42%)
アイエヌジー・欧州債券ファンドF	0.42% (税抜0.40%)
メロン米国コア・プラス債券ファンドF	0.43575% (税抜0.415%)
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンドF	0.3675%以内 + 成功報酬

上記の信託報酬率は、平成22年11月25日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

(中略)

ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成22年11月25日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

#### <訂正後>

##### (3) 信託報酬等

(前略)

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率(年率)
ノムラ・ジャパン・オープンF	0.90825% (税抜0.865%)
リサーチ・アクティブ・オープンF	0.67725% (税抜0.645%) 以内
ストラテジック・バリュー・オープンF	0.63% (税抜0.60%)
野村RAFI <sup>®</sup> 日本株投信F	0.42% (税抜0.40%)
みずほ日本株バリューファンドF	0.5775% (税抜0.55%)
JPMジャパン50・オープンF	0.8505% (税抜0.81%)
フィデリティ・ジャパン・オープンF	0.924% (税抜0.88%) 以内
アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F	0.5775% (税抜0.55%)
東京海上日本成長株ファンドF	0.609% (税抜0.58%)
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F	0.60375% (税抜0.575%)
野村海外株式ファンドF	0.8925% (税抜0.85%)
ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF	0.86625% (税抜0.825%)
ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF	0.8715% (税抜0.83%)
ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF	0.84% (税抜0.80%)
シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF	0.7875% (税抜0.75%)
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF	0.91875% (税抜0.875%)
東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF	0.84% (税抜0.80%)
UBS海外株式ファンドF	0.9765% (税抜0.93%)
MFS欧州株ファンドF	0.7875% (税抜0.75%)

NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC	0.80%
ノムラ海外債券ファンドF	0.3885%（税抜0.37%）
ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドF	0.7875%（税抜0.75%）以内
ノムラ - インサイト欧州債券ファンドF	0.4725%（税抜0.45%）
ノムラ日本債券オープンF	0.3675%（税抜0.35%）
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF	0.525%（税抜0.50%）
LM・米国債券コア・プラスF	0.4935%（税抜0.47%）
ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF	0.2625%（税抜0.25%）
ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF	0.2625%（税抜0.25%）
アイエヌジー・欧州債券ファンドF	0.42%（税抜0.40%）
メロン米国コア・プラス債券ファンドF	0.43575%（税抜0.415%）
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド F	0.3675%以内 + 成功報酬

上記の信託報酬率は、平成23年5月19日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

（中略）

ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成23年5月19日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

## 5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されず。

## &lt;更新・訂正後&gt;

以下は平成23年3月31日現在の運用状況であります。  
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	8,472,068,527	95.79
	ケイマン	198,299,596	2.24
	小計	8,670,368,123	98.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		173,833,725	1.96
合計(純資産総額)		8,844,201,848	100.00

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	54,283	11,826	642,003,646	11,692	634,676,836	7.17
2	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックF(適格機関投資家専用)	59,459	8,596	511,130,957	9,208	547,498,472	6.19
3	日本	投資信託受益証券	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	49,464	11,239	555,954,897	10,988	543,510,432	6.14
4	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)	41,843	12,446	520,813,962	12,101	506,342,143	5.72
5	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	44,779	10,918	488,898,913	10,730	480,478,670	5.43
6	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドF(適格機関投資家専用)	39,663	11,858	470,333,769	11,907	472,267,341	5.33
7	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリューストック・オープンF(適格機関投資家専用)	66,166	6,015	398,045,168	6,605	437,026,430	4.94
8	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF(適格機関投資家専用)	33,368	11,699	390,374,901	11,563	385,834,184	4.36
9	日本	投資信託受益証券	みずほ日本株バリューストックファンドF(適格機関投資家専用)	61,211	5,578	341,468,239	6,078	372,040,458	4.20
10	日本	投資信託受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	30,220	12,410	375,043,799	12,061	364,483,420	4.12
11	日本	投資信託受益証券	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)	36,563	8,614	314,964,345	9,095	332,540,485	3.75
12	日本	投資信託受益証券	野村RAFI <sup>®</sup> 日本株投信F(適格機関投資家専用)	34,732	8,911	309,507,116	9,230	320,576,360	3.62
13	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)	26,766	8,502	227,590,495	10,578	283,130,748	3.20
14	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	26,388	9,280	244,897,954	10,224	269,790,912	3.05
15	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF(適格機関投資家専用)	42,183	4,959	209,225,751	5,675	239,388,525	2.70
16	日本	投資信託受益証券	東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	40,728	5,231	213,074,927	5,717	232,841,976	2.63
17	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	22,509	10,060	226,442,659	9,879	222,366,411	2.51
18	ケイマン	投資信託受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンドF	17,699	11,239	198,933,928	11,204	198,299,596	2.24
19	日本	投資信託受益証券	野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	17,590	9,051	159,215,181	10,925	192,170,750	2.17
20	日本	投資信託受益証券	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	12,313	11,827	145,627,697	15,243	187,687,059	2.12
21	日本	投資信託受益証券	UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	16,145	9,273	149,725,339	11,349	183,229,605	2.07
22	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドF(適格機関投資家専用)	19,459	7,766	151,129,880	8,807	171,375,413	1.93
23	日本	投資信託受益証券	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)	16,684	8,911	148,673,340	9,973	166,389,532	1.88
24	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	18,870	7,887	148,831,867	8,738	164,886,060	1.86
25	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF(適格機関投資家専用)	14,418	11,582	166,993,024	11,199	161,467,182	1.82
26	日本	投資信託受益証券	東京海上・スレッドニーデル欧州株式ファンドF(適格機関投資家専用)	11,203	10,551	118,213,914	12,273	137,494,419	1.55
27	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	7,963	12,514	99,654,476	14,860	118,330,180	1.33
28	日本	投資信託受益証券	ノムラ・コロンビア米国株バリューストック・ファンドF(適格機関投資家専用)	12,634	7,074	89,373,270	9,194	116,156,996	1.31
29	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)	7,579	10,068	76,305,372	10,313	78,162,227	0.88
30	日本	投資信託受益証券	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)	4,178	13,348	55,768,821	14,625	61,103,250	0.69

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		98.03
合計		98.03

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## (3)運用実績

## 純資産の推移

平成23年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2002年8月29日)	699	699	0.9371	0.9371
第2期 (2003年8月29日)	1,082	1,082	0.9677	0.9677
第3期 (2004年8月30日)	1,910	1,913	1.0478	1.0498
第4期 (2005年8月29日)	2,880	2,897	1.1249	1.1314
第5期 (2006年8月29日)	4,341	4,343	1.2079	1.2084
第6期 (2007年8月29日)	5,532	5,535	1.2207	1.2212
第7期 (2008年8月29日)	6,050	6,052	1.0691	1.0696
第8期 (2009年8月31日)	6,868	6,868	1.0024	1.0024
第9期 (2010年8月30日)	7,891	7,895	1.0001	1.0006
2010年3月末日	7,750		1.0569	
4月末日	8,035		1.0628	
5月末日	7,745		1.0150	
6月末日	7,676		1.0053	
7月末日	8,047		1.0193	
8月末日	7,989		1.0045	
9月末日	8,244		1.0310	
10月末日	8,322		1.0230	
11月末日	8,473		1.0461	
12月末日	8,719		1.0635	
2011年1月末日	8,881		1.0739	
2月末日	8,969		1.0829	
3月末日	8,844		1.0584	



## 分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0020 円
第4期	0.0065 円
第5期	0.0005 円
第6期	0.0005 円
第7期	0.0005 円
第8期	0.0000 円
第9期	0.0005 円

## 収益率の推移

期	収益率
第1期	6.3 %
第2期	3.3 %
第3期	8.5 %
第4期	8.0 %
第5期	7.4 %
第6期	1.1 %
第7期	12.4 %
第8期	6.2 %
第9期	0.2 %
第10期(中間期)	8.3 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

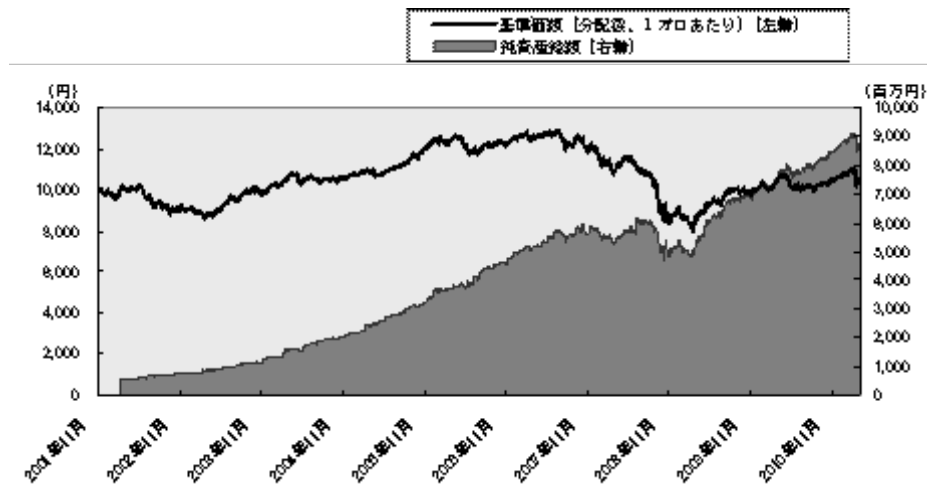
## (4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	752,567,149	6,375,276	746,191,873
第2期	451,765,769	79,042,388	1,118,915,254
第3期	826,040,935	121,924,832	1,823,031,357
第4期	906,426,554	168,889,805	2,560,568,106
第5期	1,477,683,255	443,708,874	3,594,542,487
第6期	1,423,041,605	485,155,575	4,532,428,517
第7期	1,573,171,083	446,505,099	5,659,094,501
第8期	1,784,303,502	590,611,191	6,852,786,812
第9期	1,497,164,971	459,112,365	7,890,839,418
第10期(中間期)	698,066,892	306,149,295	8,282,757,015

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## &lt; 参考情報 &gt; 運用実績（2011年3月31日現在）

## [ 基準価額・純資産の推移 ]（日次：設定来）



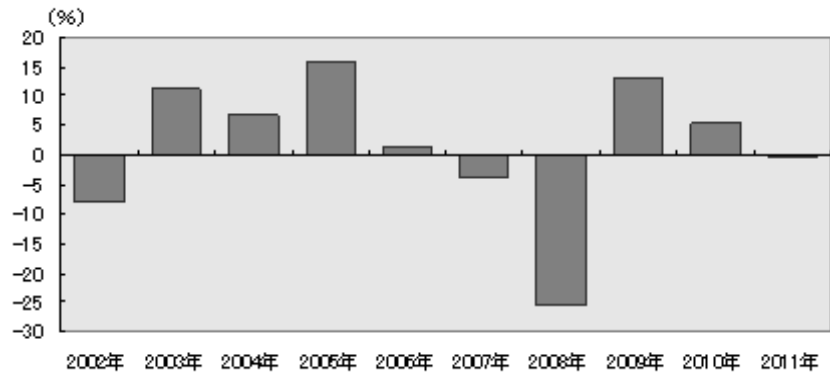
## [ 分配の推移 ]（1万口あたり、課税前）

2010年8月	5 円
2009年8月	0 円
2008年8月	5 円
2007年8月	5 円
2006年8月	5 円
設定来累計	105 円

## [ 主要な資産の状況 ]

銘柄別投資比率(上位)		
順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております。)	投資比率 (%)
1	ノムラ日本債券オープンF	7.2
2	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F	6.2
3	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンドF	6.1
4	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF	5.7
5	ノムラ海外債券ファンドF	5.4
6	メロン米国コア・プラス債券ファンドF	5.3
7	ストラテジック・バリュー・オープンF	4.9
8	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドF	4.4
9	みずほ日本株バリューファンドF	4.2
10	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF	4.1

## [ 年間収益率の推移 ] ( 暦年ベース )



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2011年は年初から3月末までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

#### < 中間財務諸表 >

#### マイストーリー・株50(確定拠出年金向け)

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第9期中間計算期間(平成21年9月1日から平成22年2月28日まで)については内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第10期中間計算期間(平成22年8月31日から平成23年2月28日まで)については改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(平成21年9月1日から平成22年2月28日まで)および第10期中間計算期間(平成22年8月31日から平成23年2月28日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第9期中間計算期間末 平成22年 2月28日現在	第10期中間計算期間末 平成23年 2月28日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	70,796,412	116,845,503
投資信託受益証券	7,225,217,963	8,905,623,264
未収入金	18,865,875	40,802,945
未収利息	203	327
流動資産合計	7,314,880,453	9,063,272,039
資産合計	7,314,880,453	9,063,272,039
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	22,820,862	59,705,821
未払解約金	3,200,726	9,462,224
未払受託者報酬	1,090,441	1,336,882
未払委託者報酬	18,900,894	23,172,635
その他未払費用	108,985	133,623
流動負債合計	46,121,908	93,811,185
負債合計	46,121,908	93,811,185
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	7,225,707,580	8,282,757,015
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	43,050,965	686,703,839
（分配準備積立金）	309,031,139	284,937,826
元本等合計	7,268,758,545	8,969,460,854
純資産合計	7,268,758,545	8,969,460,854
負債純資産合計	7,314,880,453	9,063,272,039

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期中間計算期間 自平成21年 9月 1日 至平成22年 2月28日	第10期中間計算期間 自平成22年 8月31日 至平成23年 2月28日
<b>営業収益</b>		
受取利息	36,172	42,563
有価証券売買等損益	48,104,528	693,829,541
その他収益	22,076	258,191
<b>営業収益合計</b>	<b>48,162,776</b>	<b>694,130,295</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,090,441	1,336,882
委託者報酬	18,900,894	23,172,635
その他費用	108,985	133,623
<b>営業費用合計</b>	<b>20,100,320</b>	<b>24,643,140</b>
<b>営業利益</b>	<b>28,062,456</b>	<b>669,487,155</b>
経常利益	28,062,456	669,487,155
<b>中間純利益</b>	<b>28,062,456</b>	<b>669,487,155</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	854,602	14,063,951
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,187,617	810,614
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,532	30,567,391
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,532	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	30,567,391
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,116,242	97,370
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	97,370
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,116,242	-
分配金	-	-
<b>中間剰余金又は中間欠損金（ ）</b>	<b>43,050,965</b>	<b>686,703,839</b>

## (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第9期中間計算期間 自 平成21年9月 1 日 至 平成22年2月28日	第10期中間計算期間 自 平成22年8月31日 至 平成23年2月28日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末及び 当期末が休日のため、平成21年9月1日 から平成22年8月30日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は前期末が 休日のため、平成21年9月1日から平 成22年2月28日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成22年8月31日から平成 23年8月29日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は前期末が 休日のため、平成22年8月31日から平 成23年2月28日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第9期中間計算期間末 平成22年2月28日現在	第10期中間計算期間末 平成23年2月28日現在
1 中間計算期間の末日における受益権の総数 7,225,707,580 口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 8,282,757,015 口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0060 円 (10,000口当たり純資産額 10,060 円)	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0829 円 (10,000口当たり純資産額 10,829 円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期中間計算期間 自 平成21年9月 1 日 至 平成22年2月28日	第10期中間計算期間 自 平成22年8月31日 至 平成23年2月28日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 6,364,920 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 7,641,884 円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第9期中間計算期間末 平成22年2月28日現在	第10期中間計算期間末 平成23年2月28日現在
	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>



## (その他の注記)

## 1 元本の移動

	第9期中間計算期間 自 平成21年9月 1 日 至 平成22年2月28日	第10期中間計算期間 自 平成22年8月31日 至 平成23年2月28日
期首元本額	6,852,786,812 円	7,890,839,418 円
期中追加設定元本額	583,514,163 円	698,066,892 円
期中一部解約元本額	210,593,395 円	306,149,295 円

## 2 デリバティブ取引関係

第 9 期中間計算期間末(平成22年2月28日現在)

該当事項はございません。

第10期中間計算期間末(平成23年2月28日現在)

該当事項はございません。

## 2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

純資産額計算書

平成23年3月31日現在

資産総額	9,082,022,599	円
負債総額	237,820,751	円
純資産総額( - )	8,844,201,848	円
発行済口数	8,356,073,745	口
1口当たり純資産額( / )	1.0584	円

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

## 1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## &lt;訂正前&gt;

## (1) 資本金の額

平成22年10月末現在、17,180百万円

(以下略)

## &lt;訂正後&gt;

## (1) 資本金の額

平成23年3月末現在、17,180百万円

(以下略)

## 2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年2月28日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	700	10,800,668
単位型株式投資信託	23	267,904
追加型公社債投資信託	19	5,032,274
単位型公社債投資信託	0	0
合計	742	16,100,847

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

##### (1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 平成22年9月末現在

##### (2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 八十二銀行	52,243百万円	
株式会社 武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社 きらやか銀行	17,700百万円	
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	100,005百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円 <sup>**</sup>	

\* 平成22年9月末現在

\*\* 平成23年2月28日現在

## (3) 投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・ アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

\*平成22年9月末現在

## &lt;訂正後&gt;

## (1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\*平成23年2月末現在

## (2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 八十二銀行	52,243百万円	
株式会社 武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社 きらやか銀行	17,700百万円	
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	100,005百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	

\*平成23年2月末現在

## (3) 投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・ アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

\*平成22年12月末現在

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年4月13日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株50（確定拠出年金向け）の平成21年9月1日から平成22年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マイストーリー・株50（確定拠出年金向け）の平成22年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年9月1日から平成22年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年4月12日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株50（確定拠出年金向け）の平成22年8月31日から平成23年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マイストーリー・株50（確定拠出年金向け）の平成23年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年8月31日から平成23年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。